

佐久広域連合

# 広域計画

素案

令和8年度（2026年度）  
～令和12年度（2030年度）

佐久広域連合



# — 広域計画 目次 —

## ■広域計画の策定にあたり

1	はじめに	1
2	沿革	1
3	地域の概要	1
4	地域の将来像	2

## ■広域計画の項目

1	佐久地域の広域行政の推進に関する事	4
2	佐久地域の振興整備に関連して広域連合及び 関係市町村が行う事務に関する事	6
3	火葬場施設の設置及び管理に関する事	7
4	消防施設の設置及び管理に関する事	9
5	視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事	1 2
6	特別養護老人ホーム施設の設置及び管理に関する事	1 3
7	生活保護法による救護施設の設置及び管理に関する事	1 5
8	病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事	1 8
9	介護認定審査会の設置及び運営に関連して、 広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	1 9
1 0	障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して、 広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	2 1
1 1	成年後見支援センターの設置及び運営に関連して、 広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	2 3
1 2	障害者相談支援センターの設置及び運営に関連して、 広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	2 5
1 3	関係市町村職員の人材育成に関する事	2 7
1 4	広域的な観光振興に関する事	2 9
1 5	広域的な課題の調査研究に関する事	3 1
1 6	広域計画の期間及び改定に関する事	3 3

■資料編		3 4
------	--	-----

# **広域計画の策定にあたり**

## **1 はじめに**

佐久地域は恵まれた自然環境や歴史・文化などの特色を活かしながら古くから市町村の枠を越えて人々がつながりを持ち、連携と協調の基に発展してきました。

佐久地域を取り巻く社会情勢は、高速交通網の整備や高度情報化の急速な進展、人口の減少と少子高齢社会の進行、自然環境の保全や自然災害対策などに対する住民意識の高揚、価値観の多様化などに伴う行政の役割の増大など、多くの行政課題に直面しています。

これらの課題に対応するため、地方自治体では各種施策を実施する一方で、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は一定の成果を得、第3期となる令和7年度からは地方創生により一層積極的に取り組んでいくとしており、広域的施策の役割はこれまで以上に大きくなっています。

このような状況のもと、佐久広域連合では地方創生の流れや関係市町村と連携を図り、佐久地域それぞれの特徴を活かした振興・発展のため、広域行政を推進します。

## **2 沿革**

昭和44年に当時の佐久地域16市町村は、国の広域市町村圏振興整備措置要綱に基づき「佐久地域広域市町村圏」として長野県知事の指定を受けて「佐久地域広域市町村圏協議会」を設立し、圏域の均衡ある発展を目標に掲げ、佐久地域広域行政圏計画を策定しました。

昭和45年9月には佐久地域広域市町村圏協議会を引き継ぎ、佐久地域広域行政事務組合を設立し、広域行政の推進を図ってきました。

このような中、高齢化社会の到来と情報化社会の進展などを背景とした高度な行政サービスへの対応と、広域的行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応することや、権限委譲の受け皿としての機能を果たすため、平成6年に地方自治法改正により広域連合制度が設けられ、広域連合制度への移行を検討するため、平成9年に「佐久広域行政推進研究会」を設置しました。

そして、広域連合設置に関する基本事項をまとめ、関係市町村議会の議決を経て、平成12年4月1日に「佐久広域連合」が発足し、現在、佐久広域連合では、小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町を関係市町村として16の事務を共同処理しています。

## **3 地域の概要**

佐久地域は長野県の東に位置し、国内屈指の国際観光避暑地「軽井沢」をはじめ、野辺山高原・白樺高原など国内有数の高原観光地や浅間山・八ヶ岳山麓などの名山が連なるなど上信越高原国立公園・妙義荒船佐久高原国定公園・秩父多摩甲斐国立公園・八ヶ岳中信高原国定公園が四方を囲み、地域の中央を千曲川が流れる自然環境豊かな高原エリアです。

地域内ではこれらの高原特有の冷涼な気候や千曲川流域の豊かな水資源から、米作・花卉・高原野菜・畜産などの農産業をはじめ、電機・機械・精密工業が盛んに行われ、固有の風土を生み出しています。

また、上信越自動車道や北陸新幹線といった高速交通網の開通により「東京に一番近い信州」として首都圏等との交流が盛んで、近年では首都圏への通勤可能エリアであることに加え、統合などにより使用しなくなった校舎を活用した特色ある教育を求めた移住者が増加しており、都市化や新たな商業圏の形成も進んでいます。平成30年4月に八千穂高原インターチェンジまで延線開通した中部横断自動車道は佐久穂町以南の基本計画路線について、令和5年に国土交通省からルート案が示され、全線開通に向けて手続が進められており、全高速交通網結節点となる佐久地域は産業や交流の拠点として地域全体の発展が期待されています。

令和元年10月、佐久地域では令和元年東日本台風により大きな被害を受けたことにより、令和4年3月に「佐久広域連合気候変動非常事態宣言」を佐久広域連合議会と共に発出し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、その実現に向けた取組を推進しています。

## 4 地域の将来像

佐久地域は上信越自動車道、北陸新幹線、さらには中部横断自動車道の整備により、首都圏・日本海圏・太平洋圏を結ぶ交通の結節点として、アクセスが飛躍的に向上したことから企業立地や観光などの分野で発展の期待が高まるとともに標高が高く、冷涼な気候であることから夏季の生活拠点として需要が高まることが見込まれます。その一方で、それぞれの交通軸上に位置する都市圏間の競争が激化しているとともに急激な人口減少による地域経済の縮小と地域活力の低下が様々な分野に影響することが懸念されています。

このような状況の中、先人から受け継いだ自然環境や歴史・文化を大切に育み、佐久地域のもつ「強み」を活かしながら、次世代を担う若者達が定着し、多様な人が交流できる持続可能な共生社会の形成が求められています。

### 【将来像】

### 美しいふるさと いきいき ふれあい文化圏

#### 【地域づくりの3つの視点】

- (1) 緑豊かな美しい自然環境や歴史・文化薫る地域づくり
- (2) 誇りと生きがいを持っていきいきと暮らすことができる地域づくり
- (3) 「ふれあい」と「交流」による活力ある地域づくり

#### 【将来像の実現に向けた地域づくりの推進目標】

- (1) 美しい緑と水の豊かな自然を活かした地域づくり  
佐久地域の美しい自然環境と人との共生と調和を基本として、循環型社会システムの形成や、再生可能エネルギーの普及促進などにより、次世代に継承する持続可能な社会を目指します。
- (2) こころよい安全な環境と住みよい地域づくり  
豊かな自然や歴史、文化が調和したまちづくりを基本として、自然との調和に配慮した美しい環境整備を進めるとともに災害に強い安全な地域づくりを目指します。
- (3) すこやかでいきいきと暮らせる地域づくり

保健・医療・福祉が連携して、地域の支え合い、助け合いによる福祉の充実を図り、共に安心して心豊かに暮らすことができる地域づくりを目指します。

(4) とともに学びあい人と文化を育む地域づくり

誰もが生涯を通じて学び続けることで自らを高め、生きがいをもって暮らし、地域の自然環境や歴史・文化、福祉を学ぶ中で、一人ひとりが地域社会で活躍する地域文化の創造を目指します。

(5) たくましい創造的な産業と魅力ある地域づくり

地域の特色ある産業の育成を図るとともに災害の少ない地域特性を活かした新たな産業の創出や先端技術産業をはじめとする企業立地を進めるなど、創造性と活力に満ちた産業の振興を目指します。

(6) 多様な主体が協働し創造していく地域づくり

若者から高齢者まで一人ひとりが能力を発揮し、住民の多様化・複雑化するニーズに対して、多様な主体の協働による参加型社会の創造を目指します。

(7) 誰一人取り残さない持続可能な地域づくり

世界基準であるSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、広域計画に基づく取組にSDGsを意識した施策を展開し、誰一人取り残さない持続可能な地域づくりを目指します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、2015年9月に国連で採択された17ゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」であり、世界基準として、「誰一人取り残さない持続可能な社会づくり」の達成を目指すものです。

# 1 佐久地域の広域行政の推進に関すること



## 【経緯】

昭和44年9月に「佐久地域広域市町村圏」として設定され、圏域の計画的、一体的な振興を目的として昭和46年度に佐久地域広域市町村圏計画を策定し、広域行政の推進により佐久地域の振興を図ってきました。

このような中、国は新たな広域連携の方法として、「定住自立圏構想」の推進を掲げ、今後は地域の実情に応じて関係市町村との協議により取り組むこととして、これまでの広域行政圏施策は平成21年3月をもって廃止しました。

このことから、佐久地域では関係市町村で協議した結果、佐久地域行政圏計画については、今後策定はしないこととなりましたが、引き続き広域行政及び圏域の枠組みを維持しながら、「佐久地域の振興整備のための事業」として、圏域の総合的かつ一体的な振興整備を図るための事業を推進することとなりました。

平成24年1月には、佐久市を中心市として周辺11市町村間で佐久地域定住自立圏形成協定が締結され、同年2月に定住自立圏共生ビジョンを策定し、周辺市町村と連携・協力しながら圏域に必要な生活機能の確保と圏域全体の活性化を図るための取組が始まりました。

## 【現況と課題】

少子高齢化・人口減少の進行に伴う社会構造の変化と経済・産業活動の縮小をはじめ、近年は自然災害等による広域的な災害が発生しています。こうした状況にあっても、地域経済の活力を高め、将来にわたって安心して暮らせる地域づくりが必要です。

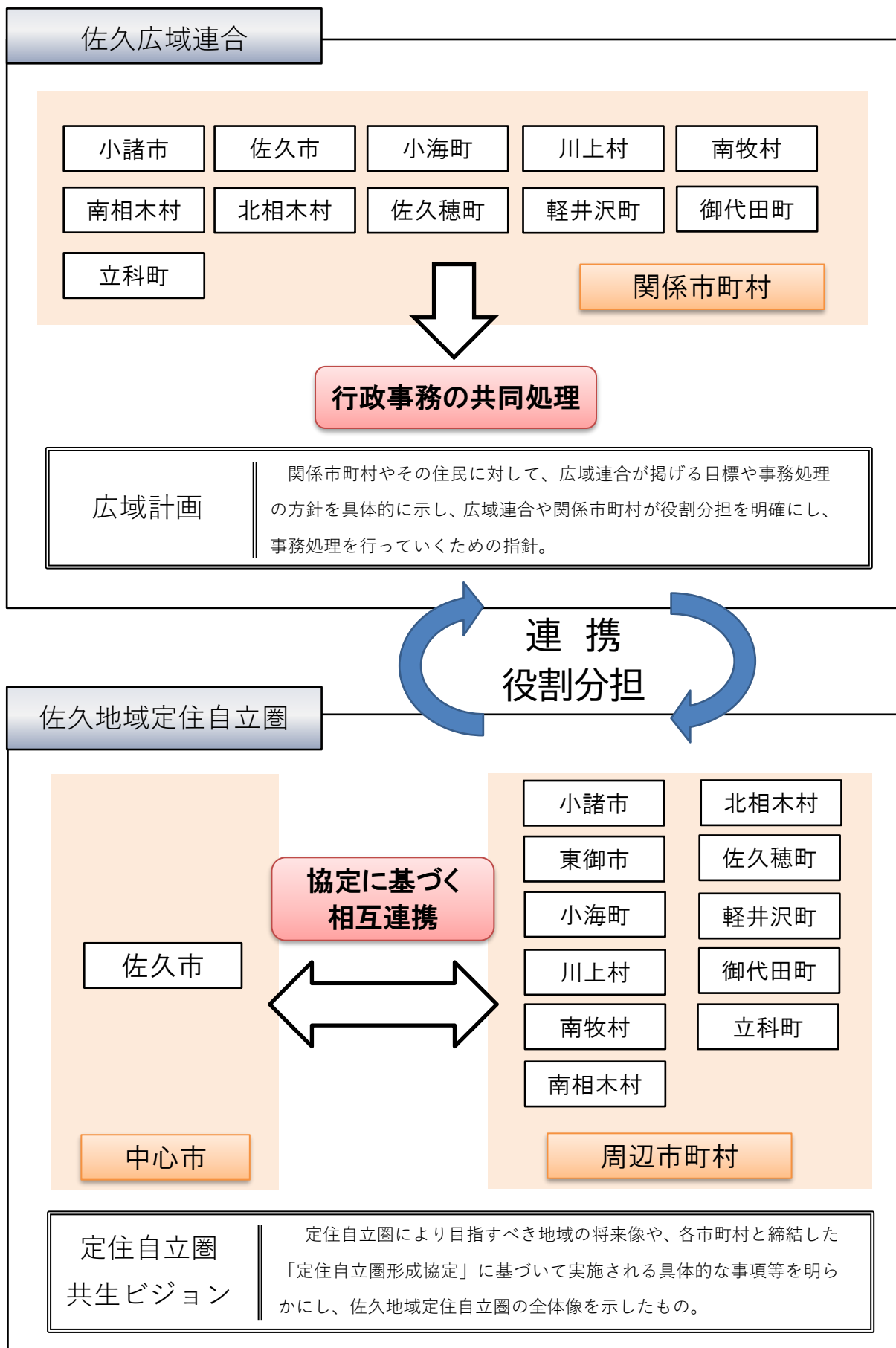
このことから、関係市町村においては、地域特性を活かしながら、特色ある地域づくりを進めていますが、地域住民の生活領域が市町村の枠を越えて広がり、広域的な行政需要が拡大していることから、地域内融和と一体感の醸成につながる広域的視点に立った取組が重要となってきています。

広域行政の推進に向けて、広域連合や佐久地域定住自立圏が役割分担と調和を図りながら、それぞれの特徴を活かした広域的な取組を行うことにより、活力ある地域を維持する必要があります。

## 【施策の展開】

- 1 関係市町村と連携・融和を深めながら、効率的な広域行政を推進し、佐久地域の一体的な発展を目指します。
- 2 関係市町村と広域的な地域課題を共有し、広域的な課題に関する連絡調整を行います。
- 3 広域的な災害等における関係市町村間の連絡調整を行います。

# 広域連合と定住自立圏



## 2 佐久地域の振興整備に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること



### 【経緯】

佐久地域広域行政圏計画策定から、圏域の目標とする将来圏域像に向けて関係市町村では、それぞれの市町村が個性・特性を発揮しながら地域づくり・まちづくりを行ってきました。

この間、全国的には市町村合併に伴い、広域行政圏内の市町村数が減少している圏域もあり、主たる目的とされた行政機能の分担が役割を終えつつあるため、広域行政圏計画策定要綱は廃止となり、今後の広域連携については、地域の実状に応じ、関係市町村の自主的な協議によることとされました。このような状況の中、佐久広域連合においては佐久広域行政圏計画を廃止することとしました。

### 【現況と課題】

佐久地域の実状を踏まえた広域連携及び、関係市町村のより一層の行財政運営の効率化と、圏域の一体的な発展を図るための対応が必要となっています。

少子高齢化社会、人口減少社会にあっても、必要な行政サービスを提供するため、地域連携や効率的な行政体制の構築によって活力ある地域を維持することが必要です。

少子高齢化の進行に伴う社会構造の変化にあっても、保健・医療・福祉の充実といった、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるための社会生活基盤の一体的な整備などを進めていく必要があります。

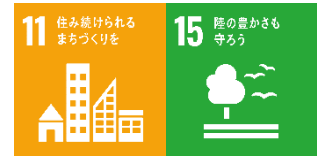
### 【今後の方針】

人口減少下でも必要な行政サービスを提供できる地域構造を構築しながら、地域の自主性と創意工夫を最大限に活かし、広域連合及び関係市町村とが適切に機能分担・連携を図りつつ、魅力的で特色ある地域づくり、産業の形成、定住環境の整備、教育及びコミュニティ活動の充実、保健・医療・福祉の環境整備、効率的な行財政運営の確立等、一体的な推進を図る必要があります。また、社会経済情勢等に十分留意しながら新たな施策を取り入れ、広域的連携による地域の特性を活かした個性豊かな地域づくりのための事業を推進します。

### 【施策の展開】

- 1 広域連合は関係市町村と一体となって佐久地域の発展を目指した施策を積極的に行い、魅力ある地域づくりを推進します。
- 2 関係市町村は相互に役割分担を行い、地域が持つ特色を活かしながら、活力ある地域づくりを推進します。
- 3 関係市町村及び関係団体と連携し、佐久地域の発展のために極めて重要な路線である中部横断自動車道の早期全線開通に向けて取り組みます。

### 3 火葬場施設の設置及び管理に関すること



#### 【経緯】

佐久広域連合が運営してきた「高峯苑」「豊里苑」は、それぞれ昭和46年・昭和52年に供用が開始され、施設の老朽化や将来的な火葬需要を見込む中、新火葬場の整備に伴い、平成28年3月に両施設は廃止となりました。

新火葬場整備については、佐久市が事業主体として建設する火葬場に、佐久市を除く圏域内の10市町村の火葬需要にも対応できる施設整備をすることの合意がされたことから、建設にあたり必要とする火葬炉数に相当する建設費を10市町村が負担し「佐久平斎場」として整備することになりました。管理運営については、地方自治法に基づく事務委託により佐久広域連合が行っています。

#### 【現況と課題】

佐久広域連合では「佐久平斎場」を、常に良好な状態にあるよう管理し、効率的に運営するように努めています。火葬場の安定的な運営と施設の長寿命化を図るため、計画的な施設改修を行う必要があります。

#### 火葬場の概況

佐久平斎場	所在地	佐久市長土呂875番地1	
	施設竣工	平成28年3月18日	
	供用開始	平成28年4月1日	
	施設概要	敷地面積	15,024.19㎡
		延床面積	3,886.22㎡
	火葬炉	8基（人体炉7基、ペット炉1基）	

#### 火葬場の使用状況

(件)

年度	一般火葬	ペット火葬	霊安室 多目的室	計
令和2年度	2,643	264	20	2,927
令和3年度	2,730	268	12	3,010
令和4年度	2,997	228	19	3,244
令和5年度	2,950	260	24	3,234
令和6年度	3,041	256	36	3,333

### 【今後の方針】

安定的な運営ができるよう、建物及び火葬炉等設備の定期的な維持管理に努めます。また、利用者の利便性に配慮し、人生終焉の場にふさわしい管理運営を行います。

### 【施策の展開】

- 1 地域の葬送慣習により、厳粛に行われるに相応しい環境を保つため、適切な管理運営を行います。
- 2 斎場周辺の環境整備、ダイオキシン対策など環境保全に努めます。
- 3 施設が安定的に稼働できるよう計画的に点検し、適正な維持管理に努めます。

## 4 消防施設の設置及び管理に関すること



### 【経緯】

国の重要施策に基づく広域市町村圏整備計画に沿い、消防体制の充実・強化を図るため、昭和46年10月に1消防本部と既設の4消防署（小諸・佐久・佐久北・軽井沢）に新設の2消防署（北部・川西）を加えた6消防署で佐久広域消防体制が発足し、市町村消防の業務が始まりました。平成12年4月には旧佐久地域広域行政事務組合から佐久広域連合に組織変更をする中で現在の1本部、7消防署、1分遣所の消防の広域体制が確立されました。

こうしたことから、佐久広域連合消防本部では、平成28年5月までの消防救急無線デジタル化への移行に関連して、通信指令体制一元化の検討がされ、平成22年11月に定めた「消防力の整備計画について」を受け、平成27年4月、消防本部に高機能消防指令センターを一体的に整備し、佐久地域における通信指令体制を一元化すると同時に、広域的観点から合理的かつ効果的な消防設備の配備と消防署人員体制を見直しました。

平成30年4月には災害現場における活動方針の明確化、隊員の安全管理、部隊統制を強化するため、新たに指揮隊を組織、令和5年4月からは複雑高度化する災害に対応するため、小諸消防署に特別救助隊、佐久消防署及び南部消防署に救助隊が発足となり、あらゆる災害に対し万全な消防体制の構築を図りました。

### 【現況と課題】

#### ●消防体制

今後も少子高齢化の進行と人口減少が見込まれ、人的、財政的な資源に限られる中、気候変動により大規模化の傾向が見られる各種災害等へ適切に対応するため、佐久地域の特性に合わせた組織体制を随時見直す必要があります。また、関係団体との連携強化に努めるとともに自助・共助・公助を適切に組み合わせ、将来にわたり安定した消防体制の構築を検討する必要があります。

女性活躍推進について、国が示す女性消防吏員の割合の達成に向け、人材確保を積極的に進めるとともに就職説明会への参加、SNS等を活用し、職場の魅力について情報発信を進める必要があります。また、全7署中、2署については女性専用設備が不足しており、女性職員を配置できない状況となっていることから、女性職員をはじめ全ての職員が安心して勤務できる環境を整えるため、勤務体制及び女性専用設備の拡充を図る必要があります。このことを含め、建築から年数が経ち、建物自体の老朽化が進む消防署については建替えの協議を進めていく必要があります。

消防庁舎の建設、維持管理の費用等は管轄する所在市町村が財源を負担しており、改築時期が重なり、財政負担が集中することも予想されることから、改築時期の平準化を計画的に進めるとともに広域連合への財産の移管も考慮しながら庁舎の長寿命化や財政負担のあり方について検討する必要があります。

●予防体制

建築物の大規模・複雑化や使用形態の多様化に伴い、これに対応した防火対策の充実のため、職員の火災予防に関する専門知識と技術の習得に向けた人材育成に努める必要があります。また、火災の予防と火災による死傷者を減らすため、住宅用火災警報器や消火器設置をはじめとした地域住民の防火意識の啓発を図る必要があります。

●警防体制

災害の形態は複雑かつ多様化し、大規模化の傾向が見られます。特に風水害や温暖化の影響による森林火災に加え、異常気象による大規模な自然災害等が懸念されます。このため、消防対応能力の強化及び関係機関との連携強化を図るとともに森林火災の予防活動を推進し、発生時の体制整備を強化していく必要があります。

●救急体制

高齢化の進行に伴い、救急需要は今後さらに増加すると予想される中、現場到着や病院収容までの時間が年々延伸している現状を踏まえ、安定的で持続可能な救急業務の提供が求められます。そのため、医療や福祉との連携強化、救急隊員の職務環境の整備、救命率向上を目指した救急救命士の養成や応急手当の普及啓発を一層推進することが重要です。

●通信指令体制

平成27年4月に通信指令体制の一元化により情報収集体制及び災害発生時における初動体制の強化が図られ、効果的な部隊運用をしております。一方、運用開始から令和7年4月で10年が経過する中、システムの見直しなどを継続的に考慮し、効率的な機器の更新、維持管理に努め検討していく必要があります。また、人口の減少や災害の激甚化・多様化等の環境の変化に対応し、消防力を維持・強化していく必要があるため、指令体制の共同化が進められているが、情報収集や他消防本部との意見交換を実施しながら、段階的にメリット、デメリットを十分に検討し、佐久広域管内の関係市町村と協議しつつ検討していく必要があります。

消防施設配置表

(令和7年4月1日現在)

	各 種 車 両													小計	
	指揮車	はしご車	化学車	水槽付ポンプ車	ポンプ車	水槽車	救助ポンプ付	救助工作車	林野火災工作車	高規格救急車	指令車	広報車	資機材積載車		その他
消 防 本 部	1	1									1	1	1	2	7
小 諸 消 防 署				2				1		2	1	1	1	1	9
佐 久 消 防 署			1	1		1		1		3	1	2			10
軽井沢消防署				1	1	1				2	1	1		1	8
北 部 消 防 署				1			1			2	1	1		1	7
川 西 消 防 署				1	1	1				2	1	1		1	8
南 部 消 防 署				1	1	1			1	3	1	1		1	10
御代田消防署				1	1					2	1	1			6
計	1	1	1	8	4	4	1	2	1	16	8	9	2	7	65

## 【今後の方針】

災害等の大規模化、消防業務の複雑化、関係法令等の改正、多様化する住民ニーズなど、多岐にわたる課題への迅速な対応を推進します。

社会情勢の変化や動向を把握し、関係市町村や消防団、医療機関等との連携強化により、地域住民の生命、身体及び財産を守るため、消防力の強化を総合的に図ります。

## 【施策の展開】

- 1 少子高齢化、人口減少へ適切に対応するため、消防需要に応じた車両及び装備の配置計画を検討するとともに関係団体と協力しながら消防力の維持向上を図ります。
- 2 消防における女性活躍をさらに推進していくため、外部機関との連携、情報媒体等を活用して積極的にPRを行い、女性消防吏員の人材確保及び環境整備について推進します。
- 3 事業所における防火管理、危険物事故防止の徹底のため、防火対象物等への査察、違反是正の強化を図るとともに一般住宅に対する防火対策の促進を図ります。建築物の大規模、複雑化等に対応する予防業務を的確に行うため、職員を各種研修や講習会へ派遣し、また、高度な知識や技術を習得するため「予防技術資格者」の資格取得を推進します。
- 4 災害の複雑化、多様化及び大規模化に対応し、効果的かつ効率的な消防活動を実施するため、消防車両等の計画的な更新をはじめ、消防資機材の充実と強化に努めます。また、実災害に即した広域合同訓練を実施し、関係機関との緊密な連携を図ることで、大規模災害や特殊災害、森林火災など様々な災害に対応するための消防活動体制の充実と強化を推進します。
- 5 地域メディカルコントロール協議会と連携し、高齢者施設での救急対応を標準化するなど、地域包括ケアにおける消防救急の協働体制を構築します。
- 6 ICT（情報通信技術）の活用や日勤救急隊の運用など、救急隊員の負担軽減に向けた取組を進めます。
- 7 救急対応能力向上のため、計画的な救急救命士の養成や、再教育・研修体制の強化を進め、救急業務の高度化を図ります。
- 8 住民の応急手当スキルを向上させ、救命率・社会復帰率の向上を目指すため、定期的な救急法講習会の開催や応急手当普及員の養成を進めます。
- 9 長寿命化や財政負担、広域連合への財産の移管も考慮しながら庁舎のあり方について関係市町村と検討します。また、老朽化が進む庁舎については、中期的に新庁舎建設を計画するとともに、不足している女性専用設備の拡充を図ります。
- 10 通信指令システムの機器更新について更新内容や基金の見直し等を考慮しながら、継続的な維持管理を図り、指令業務の共同化も継続的に検討します。

## 5 視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関すること



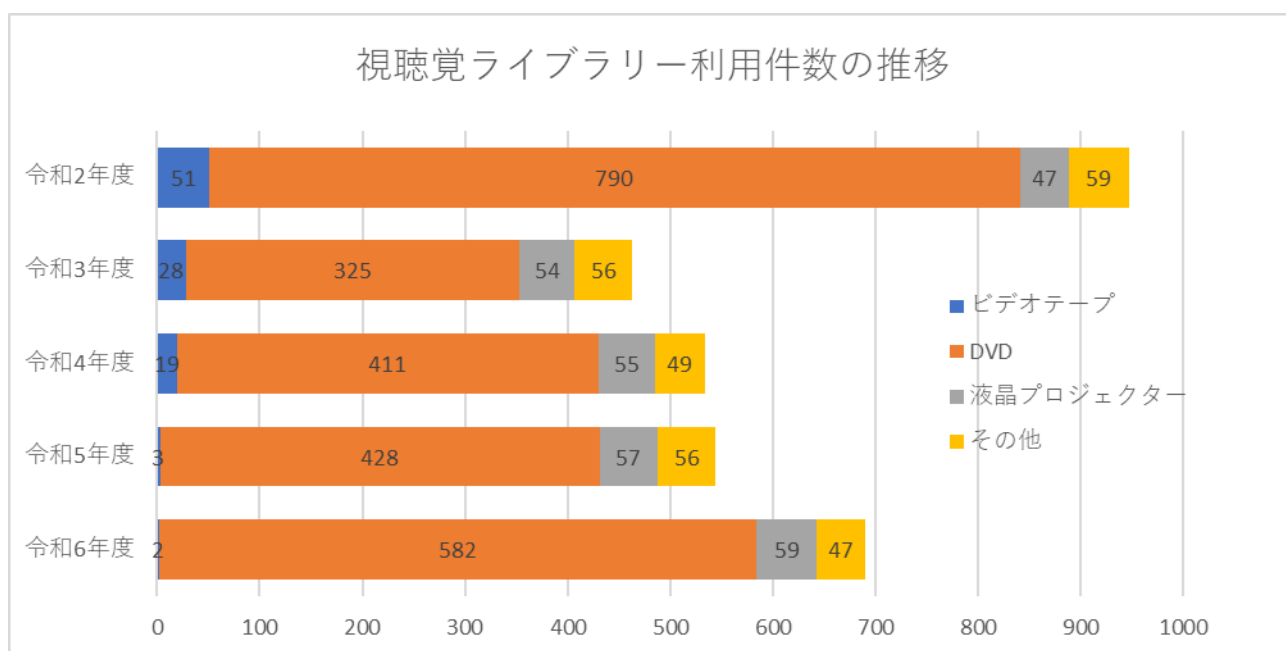
### 【経緯】

視聴覚ライブラリーは、圏域住民の生涯学習教育の一環として圏域の公民館活動や小中学校の学習教材として映画フィルム等の教育視聴覚機材の貸出しを目的に、昭和46年に設立され、今日に至っています。

### 【現況と課題】

視聴覚ライブラリーは、学校教育・社会教育の振興を図るため、機関・団体に対して教材・機材の貸出し業務を行っています。

教材・機材の貸出しが減少傾向にある中、小中学校・公民館等と連携し、利用者ニーズに沿った教材を選定するとともにICT（情報通信技術）の活用など時代にあった形での教材の提供方法を検討していく必要があります。



### 【今後の方針】

視聴覚ライブラリーの機能を充実させるため、貸出実績に基づく教材（防災、人権・同和教育等）の選定及び利用促進を図るとともに変化するニーズや社会情勢に対応した視聴覚ライブラリーの運営方法を検討します。

### 【施策の展開】

- 1 視聴覚資機材の有効活用を図るとともに適正な管理を行います。
- 2 専門部会を通して時代に合わせた教材等の選定・制作・活用を検討します。
- 3 視聴覚ライブラリーの運営方法、あり方等について検討します。

## 6 特別養護老人ホーム施設の設置及び管理に関すること



### 【経緯】

佐久地域広域行政事務組合発足時から組合の根幹事業として圏域全体の高齢者介護需要に対応するため、これまでに7施設を建設整備しました。

平成12年度の介護保険制度導入や社会福祉を取り巻く環境の変化から社会福祉法人等が施設運営の中心的役割を担うようになり、自治体の果たす役割は直接的施設運営から地域で担えない分野へ特化していくことが必要となってきました。

こうした状況から平成22年3月、佐久広域連合が運営する社会福祉施設のあり方に関する提言を受けて定めた方針により、今後の運営主体は福祉サービスの主たる担い手とされる社会福祉法人による運営が望ましいとされ、勝間園、美ノ輪荘の改築にあたってはそれぞれの地域に必要とされるサービスが提供できるよう環境整備を行い、平成30年2月1日、社会福祉法人へ運営移管、同年4月1日に移転しました。現在は2施設の管理運営が行われています。

#### 「豊昇園」

新広域市町村圏計画の根幹事業として北佐久郡御代田町旧伍賀小学校の跡地を利用し、昭和57年度に建設、短期保護施設と併せて昭和58年4月1日に開所。

所在地	北佐久郡御代田町大字豊昇1800番地8		
開設年月日	昭和58年4月1日		
入所定員	特別養護老人ホーム	55名	
	短期入所	3名	
施設概要	敷地面積	7,102.91㎡	
	建物面積	1,962.75㎡(鉄筋コンクリート平屋建)	

#### 「塩名田苑」

新広域市町村圏計画の根幹事業として北佐久郡旧浅科村旧中津小学校の跡地を利用し、平成5年度に建設、短期保護施設と併せて平成6年4月1日に開所。

所在地	佐久市塩名田542番地1		
開設年月日	平成6年4月1日		
入所定員	特別養護老人ホーム	54名	
	短期入所	4名	
施設概要	敷地面積	5,945.00㎡	
	建物面積	2,091.55㎡(鉄筋コンクリート平屋建)	

## 【現況と課題】

介護保険制度がスタートして25年が経過しました。この間、3年毎に制度改正や報酬改定が行われ、第9期介護保険事業計画策定（令和6年度～令和8年度）においては、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた介護サービス需要の増加と、その需要を支える福祉分野の人材不足が課題となっています。

こうした中、特別養護老人ホームでは、地域における高齢者介護の拠点として「日常的な医学管理を必要とする高齢者の受入れ」や「看取りケア等」の機能を兼ね備え、在宅生活の支援と中重度要介護を支える役割が求められています。身体介護のほか、認知症や精神疾患における心のケアや生活困窮等における相談支援が必要な高齢者が増加していることから、これらに対応できる質の高い施設サービスを提供するために、関係機関と連携した取組が重要となります。

現在運営する2施設の開設年次は異なりますが、介護サービス事業全体としての効率的な運営を図る必要があります。令和9年度以降、佐久広域連合の直営から社会福祉法人による運営に移行する基本計画を進めております。加えて、施設老朽化により改築時期の検討が必要となる両施設は将来の地域ニーズに対応できる施設規模・機能を検討する必要があります。

## 【今後の方針】

長年にわたり、社会進展に寄与してきた利用者への敬愛をもって、その人らしく自立した日常生活が送れるよう適切なサービスを提供します。

## 【施策の展開】

- 1 利用者や身元引受人等の様々なニーズや要望を介護支援計画に取り入れながら、利用者満足度の高いサービスを提供します。
- 2 地域福祉の拠点としての役割から関係機関との連携により、新しい生活様式を踏まえた地域住民との共存、支え合うことのできる体制づくりに努めます。
- 3 利用者個人の尊厳を守り、多様化する利用者の個別ニーズへの対応と災害や感染症等から施設全体を守る対応の両立により、適切なサービスが提供できるよう関係機関と連携した職員研修会を実施し、職員の資質や介護技術等の向上を図ります。
- 4 介護職員等が喀痰吸引などの医療的ケアを安全かつ適切に提供できるよう計画的に研修を実施します。
- 5 介護サービス事業者として健全なサービス提供を行うため、人材派遣や特定技能外国人材の登用を含めた職員体制を構築し、介護人材の安定化を図るとともに介護保険制度等の動向を踏まえ、入所稼働率の高水準による収入確保と計画的な予算執行により、経営基盤の安定構築に努めます。
- 6 圏域の特別養護老人ホーム利用希望者の実態把握に努め、介護保険事業計画・老人福祉計画による介護老人福祉施設等の整備について関係市町村と実状に応じた施設整備の調整などを図ります。
- 7 改築にあたってはこれまで地域と施設が構築してきた関係を継続・発展できる方法を検討し、介護保険事業計画と整合を図り、利用者の安全と利用者家族の利便性にも配慮し、地域ニーズに対応できるよう条件づくりや体制づくりに取り組みます。

## 7 生活保護法による救護施設の設置及び管理に関すること



### 【経緯】

生活保護法に基づく救護施設清和寮は、昭和35年7月1日に旧臼田町外9ヵ町村救護施設組合立として定員50名で開所されました。その後、佐久地域広域行政事務組合が設置及び管理を継承し、昭和56年4月1日には現在地へ移転新築により、定員70名の施設として現在に至っています。また、長野県内に7施設ある救護施設のうち、東信地域には清和寮1か所のみの設置となっています。

社会福祉を取り巻く環境の変化から自治体の果たす役割は、直接的施設運営から地域で担えない分野へ特化していくことが必要となってきました。

こうした状況から平成22年3月、佐久広域連合が運営する社会福祉施設のあり方に関する提言を受けて定めた方針により、今後の運営主体は福祉サービスの主たる担い手とされる社会福祉法人による運営が望ましいとされ、地域に必要なサービスが提供できるよう環境整備を検討することとされています。

#### 「清和寮」

所在地	佐久市北川557番地
開設年月日	昭和56年4月1日
入所定員	70名（実員77名）
施設概要	敷地面積 9,581.17㎡ 建物面積 2,473.23㎡（鉄筋コンクリート平屋建）

### 【現況と課題】

救護施設は生活保護法のもと、他法、他施策優先の中、最後のセーフティネットとして障がいの種類に関わらず、日常生活を送ることが困難な人達が健康で安心して生活するため、一人ひとり必要なサービスが提供できる総合的な福祉施設としての機能を果たしています。

近年は障がいの有無に関わらず、アルコール依存症、薬物依存症、矯正施設退所者、ホームレス状態にあった人、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者など、さまざまな生活上の課題を抱える方の利用が増加傾向にあり、社会のセーフティネットとしての役割を担っています。また、施設利用者の地域生活移行を図るため、平成27年度から取り組んでいる居宅生活訓練事業では地域移行後における雇用等の社会資源の不足や、退所後の支援サービスの利用調整に困難を伴うといった課題があります。

福祉分野における人材不足の深刻な状況にある中で施設老朽化による改築については、将来の地域ニーズに対応できるよう総合的に検討する必要があります。

障がい別入所者数 (人)

区 分	身体	知的	精神	左記重複	※その他
平成17年	2	13	35	24	2 (0.5%)
令和7年	3	6	38	10	16 (21.9%)

※生活課題等理由

男女別入所者数 (人)

区 分	男性	女性	合計
平成17年	41 (54.0%)	35 (46.0%)	76
令和7年	56 (76.7%)	17 (23.3%)	73

生活課題を理由とする入所者数 (人)

区 分	入所者数	うち生活課題を理由とする入所者
平成27年～令和6年	81	55 (67.9%)

居宅生活訓練事業による地域生活移行者数 (人)

区 分	訓練者数	うち地域移行者数 (退所)
平成27年～令和6年	26	14 (53.8%)

※地域移行以外の者は訓練終了により施設生活となります。

退所状況 (人)

区 分	死亡・病院	退所・他施設
令和2年～令和6年	16 (22.5%)	55 (77.5%)

【今後の方針】

障がいの種類等を問わず、支援を必要とする者が共に生活する場として利用者を共に地域で暮らす住民として尊重し、一人ひとりその人らしく生活できるよう支援します。

救護施設居宅生活訓練事業により、円滑に地域生活へ移行し自立（定着）できるよう支援します。

あらゆる障がい者を幅広く、かつ緊急の相談支援にも対応するセーフティネットとして一時入所事業による緊急保護支援の機能強化を図ります。

利用者の地域や他種別施設等への移行を進めながら、循環型セーフティネット施設として機能を果たします。

## 【施策の展開】

- 1 一人ひとりの意向をもとに生活課題に対応した個別支援計画を作成してサービスの提供を行います。
- 2 制度の狭間のニーズや障がいの有無に関わらず、薬物依存症、ホームレス状態にあった人など、さまざまな生活課題を抱える者に対して支援する専門職員として知識や支援技術の向上を図ります。
- 3 施設利用者が円滑に居宅生活に移行できるよう施設において、施設外に訓練用住居を確保し、居宅生活に近い環境で体験的プログラムによる生活訓練を行います。
- 4 利用者が施設所在地域で暮らす住民の一人として施設行事を地域に開放し、ボランティアなど地域住民との交流機会を広げると共に福祉教育等の実習協力を行うことで施設の設備、専門職人材等を有する社会資源としての機能を高めます。
- 5 地域生活へ移行した利用者や地域の生活保護受給者の自立生活の継続困難に瀕した際の緊急一時入所による生活再建を支援します。
- 6 他法、他施策による支援に移行する循環型施設として福祉事務所や関係機関と連携しながら、利用者の地域や他種別施設等への移行促進を図ります。
- 7 改築の検討にあたっては保護施設固有の支援ノウハウを施設整備に反映できるよう条件づくりや体制づくりに取り組みます。

## 8 病院群輪番制病院運営費補助事業に関すること



### 【経緯】

年々増加する救急医療に対応するため、昭和53年度に制定された長野県の第二次救急医療体制整備のための病院群輪番制運営事業補助金交付要綱を受け、佐久地域では昭和54年4月より、休日・夜間における入院治療を必要とする救急患者や重症患者の医療を確保するため、圏域4病院を指定して実施してきました。

その後、平成17年度に国の税源移譲により国・県の補助金が廃止されたことから、広域連合の事業として関係市町村の負担金により運営しています。

### 【現況と課題】

病院群輪番制病院運営費補助事業は休日・夜間における入院治療を必要とする救急患者や重症患者の医療を確保するため、病院群輪番制の参加医療機関に対して補助金を交付しているものです。今後も実態に即した制度としていくため、事業の果たす役割、位置付け、あり方等を含め、保健所、医療機関等の関係者と連携しながら、随時、見直しをしていく必要があります。

○病院群輪番制の参加医療機関（令和7年4月1日現在）

長野県厚生農業協同組合連合会浅間南麓こもろ医療センター（小諸市）、佐久市立国保浅間総合病院（佐久市）、長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院（佐久市）、軽井沢町国民健康保険軽井沢病院（軽井沢町）、長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院小海分院（小海町）、社会医療法人恵仁会くろさわ病院（佐久市）、医療法人三世会金澤病院（佐久市）、佐久穂町立千曲病院（佐久穂町）、医療法人社団軽井沢西部総合病院（御代田町）、日本赤十字社川西赤十字病院（佐久市）、医療法人雨宮病院（佐久市）、医療法人山月会小諸医院（小諸市）

### 【今後の方針】

休日・夜間における入院治療を必要とする救急患者や重症患者の医療を確保するため、受け入れ体制の強化につながる支援体制を構築します。

### 【施策の展開】

- 1 病院群輪番制病院運営費補助事業補助金交付要綱に基づいた適正な補助金の交付を行います。
- 2 地域の第二次救急医療体制が円滑に機能し、圏域住民が安心して救急医療を受けられるよう、医療機関との連携と支援を推進します。

## 9 介護認定審査会の設置及び運営に関連して、 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること



### 【経緯】

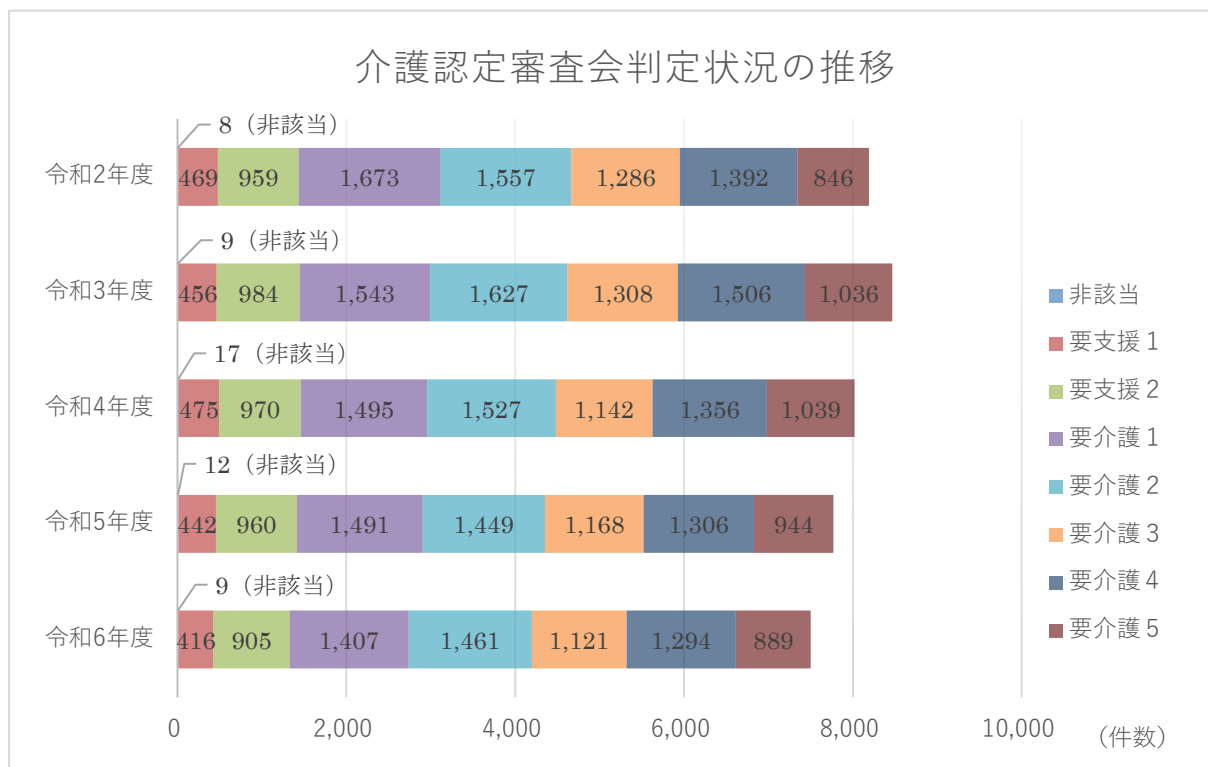
平成12年4月の介護保険制度開始に伴い、関係市町村を保険者とし、広域連合が介護保険事務のうち、介護認定審査会の運営に関する事務を所管することとなり、介護保険課を審査会事務局として介護認定審査の円滑な実施を図ってきました。その後、平成18年4月に福祉課として新たに体制整備を行い、審査会を適正に運営しています。

### 【現況と課題】

介護認定審査会では、保健・医療・福祉の専門分野から選出された75名の委員が15の合議体に編成され、審査業務にあたっています。

審査業務の効率化や負担軽減等を目的とし、令和3年4月の認定審査会簡素化や、令和6年4月には一部審査会のオンライン化を実施しています。

高齢化率の上昇や介護保険制度を支える担い手の減少が見込まれる社会情勢等も踏まえ、引き続き関係市町村と審査会委員等との連携を行い、介護認定の適正化を図りながら、審査会の円滑な運営と審査業務の負担軽減について検討する必要があります。



### 【今後の方針】

公平かつ公正な介護認定が迅速に行われるよう、介護保険制度の改正に伴う認定審査事務等の見直しについて関係市町村と連携し、円滑に実施することで適正な審査会運営を継続的にを行います。

また、業務の効率化を図るため、オンライン審査会の推進などのICT（情報通信技術）等活用や、審査会のペーパーレス化等についても検討します。

### 【施策の展開】

- 1 認定調査が適正に行われるよう、厚生労働省主催の研修会を受講し、認定調査員に必要な知識習得のため、調査員研修会を実施します。
- 2 介護認定審査会が公平・公正に運営されるよう、正副合議体長会議及び審査委員研修会を実施します。
- 3 審査に必要な主治医意見書に係る主治医研修を長野県と連携し、実施します。
- 4 関係市町村と協議しながら、要介護認定システムを有効活用し、効率的な事務処理に努めます。また、法改正に伴うシステム改修については随時、対応します。
- 5 介護認定業務について関係市町村と連携し、より一層の適正化に向け、協議、検討を行います。

## 10 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して、 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること



### 【経緯】

平成18年4月の障害者自立支援法施行に伴い、佐久広域連合に障害程度区分認定審査会を共同設置し、福祉課を事務局として障害程度区分認定審査会の円滑な実施が図られてきました。

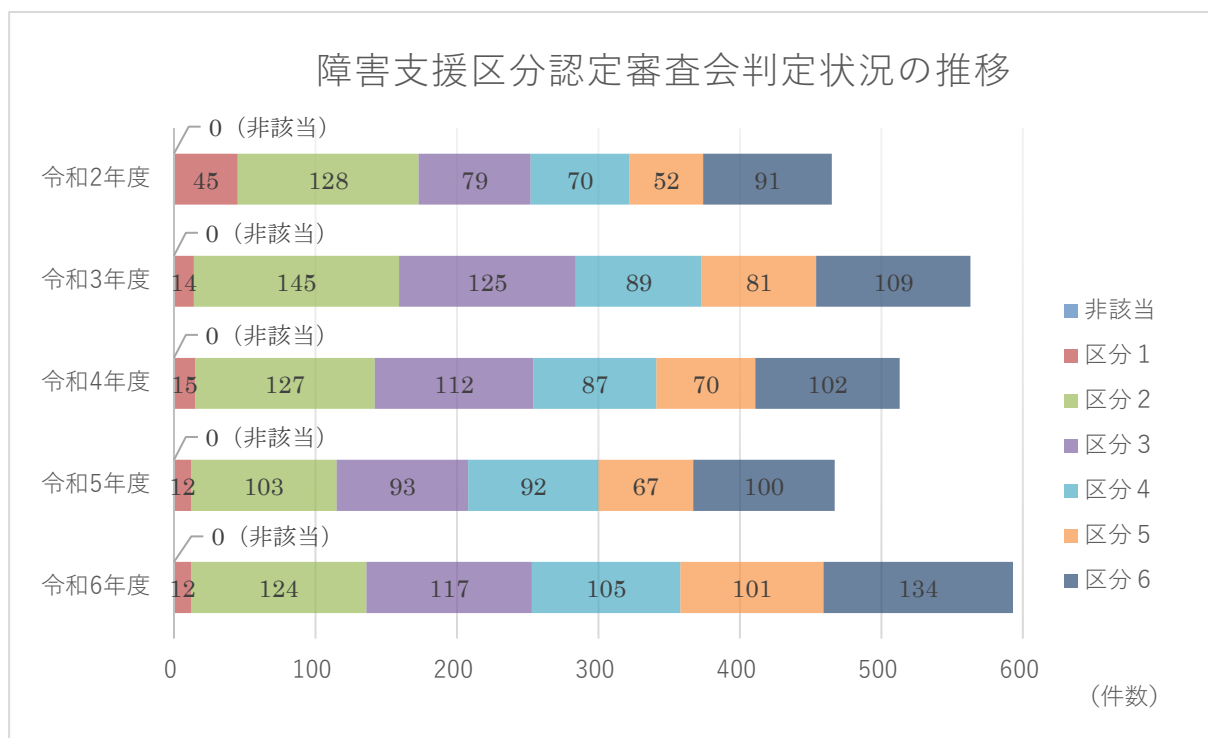
平成25年4月の障害者総合支援法への法改正に伴い、平成26年4月から障がいの重さを示す「障害程度区分」から必要とされる支援の度合いを示す「障害支援区分」に名称が変更され、障害支援区分認定審査会として審査業務を行っています。

### 【現況と課題】

障害支援区分認定審査会は、障害保健福祉の学識経験を有する10名の委員により、2つの合議体を編成し、審査を行っています。令和5年11月より業務の効率化を図るためのオンライン化も導入しました。

障害支援区分認定審査会については公平性・公正性の観点から、認定調査員や審査委員の質の向上及び事務局機能の強化等に係る取組が継続的に求められています。

また、今後、障害保健福祉に従事する人材の減少等により、審査委員等の確保が困難となること等が見込まれる中、安定的な審査会運営に向けて審査業務の負担軽減につながる取組を計画的に実施していく必要性があります。



## 【今後の方針】

長野県や関係市町村と連携して認定調査員や審査委員のスキルアップ及び事務局機能の強化等につながる各種研修会等を開催し、審査会運営の適正化の促進を図ります。

また、審査業務の負担軽減を図るため、ICT（情報通信技術）の活用促進や審査会のペーパーレス化等の実施に向けて関係機関と検討を行います。

## 【施策の展開】

- 1 適正な調査を実施するため、長野県の研修会を受講し、関係市町村と連携して研修会及び担当者会議を実施します。
- 2 障害支援区分認定審査会の公平・公正な運営に努められるよう、審査委員研修を実施します。また、審査委員の確保等審査会の安定運営に係る課題について関係市町村等と共有を図り、体制強化に努めます。
- 3 障害支援区分認定支援システムの活用により関係市町村と連携し、事務処理の効率化を図ります。また、判定ソフトのバージョンアップ等に係るサポート体制について関係市町村と情報共有を図り、体制整備に努めます。
- 4 障害支援区分認定業務の適正化に向けて関係市町村と連携して課題解消に係る協議を行い、適正化の促進に努めます。

## 11 成年後見支援センターの設置及び運営に関連して、 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること



### 【経緯】

成年後見制度は、判断能力が不十分な認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等が不動産、預貯金等の財産管理、介護サービス等の契約手続に対し本人の権利を保護し、支援することを目的に平成12年4月の民法改正により創設されました。

佐久圏域においては、平成21年度に佐久圏域障害者自立支援協議会「権利擁護・成年後見部会」からの提言を受け「少子高齢化の進展により必要となる中核を担う推進機関としての成年後見支援センター設置」に向けた検討を行い、平成24年4月に「佐久広域連合成年後見支援センター」を開設しました。

平成28年度からは、機能強化を目的に相談支援から法人後見まで一貫した業務が可能となるよう、社会福祉法人佐久市社会福祉協議会へ業務委託しています。なお、運営にあたっては「成年後見支援センター運営協議会」を設置し、公平・公正及び専門性の確保に努めています。

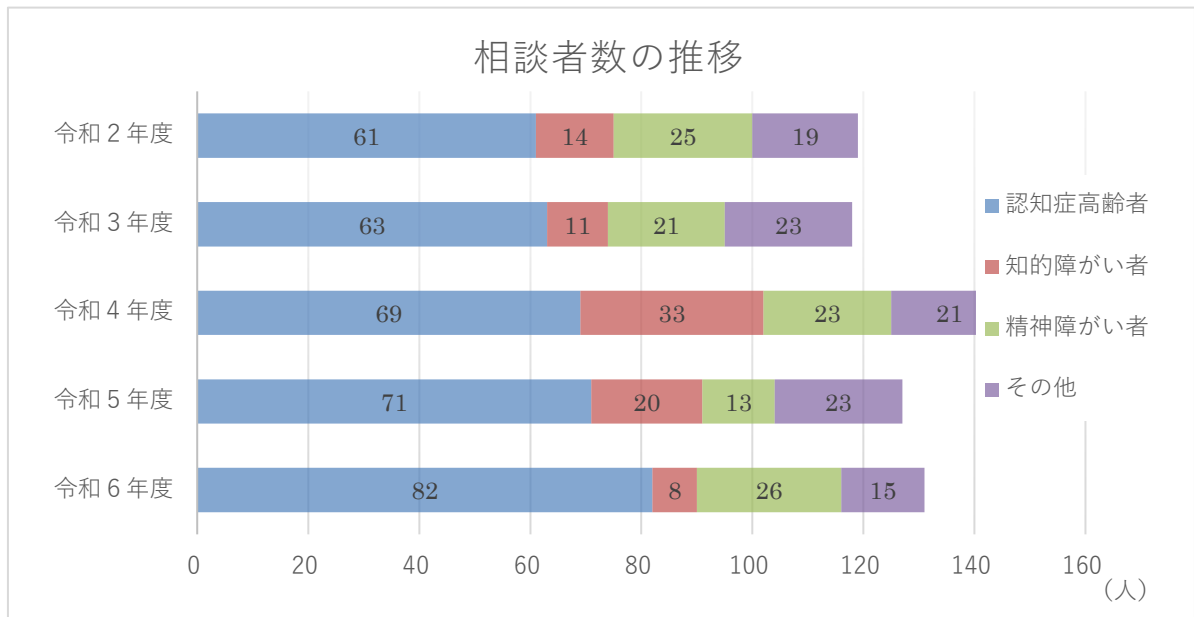
### 【現況と課題】

佐久圏域の相談支援体制は、住民の身近な第一次相談窓口を各市町村（地域包括支援センター等）、第二次相談窓口を佐久市社会福祉協議会「さく成年後見支援センター」として権利擁護及び成年後見に関して連携を図っています。

成年後見支援センター業務における新規受付相談件数は、令和元年度以降、年間約120件から150件程度で推移しています。法人後見受任件数については確実に増加しており、令和3年度末32件、令和4年度末34件、令和5年度末46件、令和6年度末56件という状況です。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者や一人暮らし高齢者、「親なき後」の障がい者等の増加も見込まれており、成年後見制度の必要性はさらに高まると考えられます。

成年後見制度の一層の普及・推進、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」による権利擁護支援に関する地域連携ネットワークづくりの推進等に取り組む必要があります。



#### 【今後の方針】

佐久圏域では令和3年度から既存の機能を活かし、3機関（市町村担当窓口、さく成年後見支援センター、佐久広域連合）の役割分担と連携促進を目的とし、地域連携ネットワークの構築を進めています。少子高齢化に伴い、成年後見制度の必要性（需要）がさらに高まる状況にあることから、制度利用が必要な誰もが成年後見制度を利用できるような体制を地域の支援ニーズ及び実状にあわせて整えていきます。

#### 【施策の展開】

- 1 専門性を有した社会福祉法人と連携強化し、技能・経験の蓄積による相談支援の基盤強化と法人後見を適切に実施するための受任体制の整備を進めます。
- 2 佐久圏域成年後見中核機関連絡会において、中核機関となる3機関（市町村担当窓口、さく成年後見支援センター、佐久広域連合）の役割分担についての確認、協議を定期的に行い、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進します。
- 3 成年後見支援センター運営協議会、佐久圏域成年後見中核機関連絡会等で地域課題やニーズの情報共有を図り、関係者による制度の利用促進に向けた協議を行い、成年後見制度の普及と利用促進に取り組みます。

## 12 障害者相談支援センターの設置及び運営に関連して、 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること



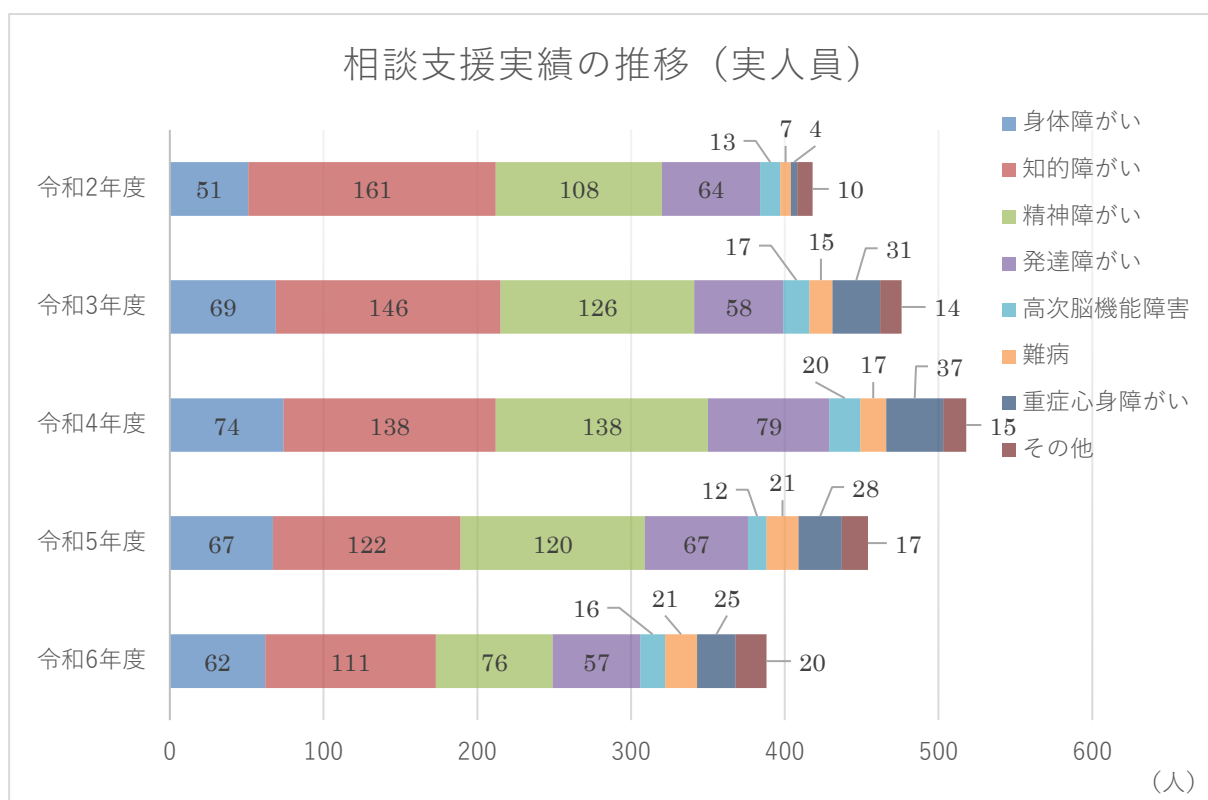
### 【経緯】

佐久圏域では平成19年4月から11市町村の代表自治体として、佐久市により「佐久障害者相談支援センター」が運営されてきました。その後、佐久広域連合が業務移管の要望を受け、平成24年4月から新たに「佐久広域連合障害者相談支援センター」として運営しています。平成30年4月からは基幹相談支援センターとして困難ケースへの対応や地域の相談支援体制の強化、令和3年4月からは医療的ケア児等コーディネーターを配置し、地域の医療的ケア児等の支援体制整備に努めてきました。

### 【現況と課題】

佐久広域連合障害者相談支援センターは、基幹相談支援センターとして多様なニーズや社会情勢の変化、困難ケース等に対応するため、医療・保健・雇用・教育等の関連分野との連携とセンターの専門性確保及び機能強化の持続、相談支援従事者等の人員確保、地域の相談支援体制の強化につながる取組が求められています。

また、地域の自立支援協議会の事務局として地域協議体の運営支援や障害福祉計画に沿った社会資源等の整備、障がい者が地域で暮らすための支援体制の整備に向けて関係市町村や関係機関と連携した柔軟な協議会運営が求められています。



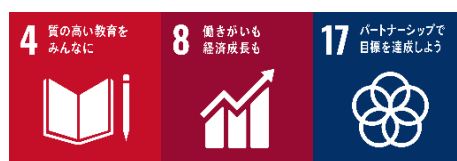
## 【今後の方針】

基幹相談支援センターとして、関係機関と連携した包括的な相談支援体制の整備及び専門性の確保と機能強化の持続を図りながら、総合的かつ専門的な相談支援を実施します。また、研修会やグループスーパービジョン等を計画的に開催し、地域の相談支援従事者等の人材育成を実施します。さらには障がい者が住み慣れた地域で暮らすための地域生活支援拠点等の体制整備や地域の権利擁護意識向上のための取組を実施します。

## 【施策の展開】

- 1 多様なニーズや社会情勢の変化等に対応するために、医療・保健・雇用・教育等の関係機関と連携した支援体制を整備するとともにセンター職員の専門性の確保と機能強化の持続を図ります。
- 2 地域の相談支援従事者の人材育成と定着支援に向けて、研修会等の開催及びフォローアップ体制を整備して地域の相談支援体制の強化を図ります。
- 3 自立支援協議会と連携して、地域障がい者等がライフステージを通して、住み慣れた地域で安心して暮らすための地域生活支援拠点等の体制整備に努めます。
- 4 障がい者虐待防止のため、虐待防止・権利擁護研修会の開催や権利擁護をテーマにした事業所訪問を実施し、地域の権利擁護意識の向上を図ります。
- 5 障がい者等について理解を深めるための研修会等を開催し、障がいの有無に関係なくすべての人が住みよい、平等な社会づくりを進めていきます。

## 13 関係市町村職員の人材育成に関すること



### 【現況と課題】

平成13年度に関係市町村の担当課長による「人材育成専門部会」を設置し、関係市町村職員の資質向上を目指すことを目的として、各種研修会を開催しています。多様化する住民ニーズに対応できる行政職員としての知識、専門的能力の向上を図る一方で、メンタルヘルスについての知識と理解を深める必要があります。

関係市町村では保健師・看護師等の医療系専門職や土木技師・保育士・介護職といった専門職の確保及び代替職員の補充に苦慮しており、その対策が喫緊の課題となっています。

### 市町村職員人材育成事業の実施状況

年 度	内 容	参加者数
令和2年度	メンタルヘルス研修 ①ラインケア編 ②セルフケア編	①24人 ②24人
	職員基礎・地域課題研修	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
	時局講演会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
令和3年度	メンタルヘルス研修 ①ラインケア編 ②セルフケア編	①31人 ②27人
	時局講演会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
令和4年度	メンタルヘルス研修 ①ラインケア編 ②セルフケア編	①30人 ②30人
	時局講演会 『改めて、これからの防災を考える』	250人
令和5年度	メンタルヘルス研修 ①ラインケア編 ②セルフケア編	①24人 ②25人
	時局講演会 『上手な医療のかかり方』	241人
令和6年度	メンタルヘルス研修 ①ラインケア編 ②セルフケア編	①20人 ②22人
	時局講演会 『人口減少社会における発想の転換』	258人

### 【今後の方針】

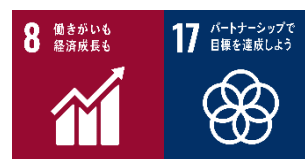
関係市町村が独自に実施する各種研修との整合性を図りながら、広域連合で実施する方が効果的な内容をテーマとして研修を実施します。

専門職の確保については関係市町村と連携しながら、情報収集・提供を行うための体制づくりについて研究を行います。

### 【施策の展開】

- 1 関係市町村、長野県市町村職員研修センター等の研修体系を考慮しながら、多様化する住民ニーズに適応する職員を育成するための研修を実施します。
- 2 関係市町村での保健師・保育士等の専門的職種の安定的な確保に向けて関係市町村内の人事交流を含め、情報収集・提供を行うための体制づくりについて研究を行います。

## 14 広域的な観光振興に関すること



### 【経緯】

佐久地域の観光資源を各市町村単位ではなく、佐久地域全体を一つの観光圏と捉えることで、個々の素材の価値を高め、広域的な誘客体制の整備を図るとともに首都圏、東海圏、北陸圏において発地での観光プロモーション等を実施するなど関係市町村や観光関連事業者と一体となった各種観光振興事業をこれまで推進してきました。

広域連合が関係する主な観光団体等

名 称	構 成 団 体
佐久地域観光戦略会議	長野県、小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、観光協会、商工団体他
信州まつもと空港利用促進協議会	長野県、県内全市町村他
東信州中山道連絡協議会	長野県、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、観光協会、商工団体
小海線沿線地域活性化協議会	長野県、山梨県、小海線沿線自治体、観光協会、商工団体他
佐久地域観光連携協議会	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、民間事業者、観光協会

### 【現況と課題】

佐久地域は恵まれた気候風土と歴史に育まれた観光地で標高が高いことによる冷涼な気候を活かしたスローライフに適した地域です。長野県の東の玄関口として首都圏からのアクセスがよく、令和6年3月には北陸新幹線の敦賀延伸、今後、太平洋側をつなぐ交通の大動脈となる中部横断自動車道の整備により、さらなる発展の可能性が高まっています。

佐久地域の旅行者数は年間で1,443万人が訪れていますが、夏季(7～9月)に集中し、軽井沢高原、白樺高原などの高原型観光地が約8割を占めています。中でも軽井沢高原は長野県下第1位の観光地で佐久地域における旅行者数の5割以上を占めています。近年は外国人宿泊者数が新型コロナウイルス感染症影響時に比べ回復傾向にあり、地域別では台湾・香港・中国・シンガポールの順にアジアが8割を占めています。一方で高速交通網の整備に伴う日帰り圏化などの要因により、日本人宿泊旅行者数が減少しているため、首都圏に近い優位性を活かした滞在型観光や標高が高く、冷涼な気候を活かした二地域居住などの新たな暮らし方の促進を図りながら、移住・交流地域の形成を目指していくことが必要です。

また、観光需要の変化に対応するとともに関係市町村において磨き上げた観光資源を結び付け、地域の魅力を向上し、世代・性別・季節などに応じてSNSを活用した効果的な情報発信を行い、旅行者の行動変容を促し、滞在時間等の増加につなげていく必要があります。

(※長野県令和5年観光地利用者統計調査・令和5年外国人延宿泊者数調査)

#### 【今後の方針】

高速交通網によるアクセスの優位性を活かしながら、関係市町村において磨き上げた観光資源を結び付け、地域の魅力を向上するとともに地域内で軽井沢高原や白樺高原からの周遊性を高めることで旅行者の行動変容を促し、滞在時間の増加、結果的には宿泊旅行者数の増加につながる周遊プランの提案を行い、年間を通じて交流人口の拡大を図ります。

#### 【施策の展開】

- 1 佐久地域の食や伝統文化、自然などの資源を有機的に結合させ、広域的に周遊・滞在してもらえるよう、地域の魅力向上に取り組みます。
- 2 旅行者のニーズを捉え、世代、性別等のターゲットに合わせた地域の魅力をSNSを活用し、効果的に情報発信します。
- 3 首都圏を中心とした発地、国際的避暑地「軽井沢」を中心とした着地での効果的な誘客宣伝活動を行います。
- 4 長野県と連携して外国人旅行者に対する受入体制や広域的な誘客促進に対する課題を整理しながら、外国人向け誘客促進に取り組めます。
- 5 佐久地域内における広域観光推進団体等との連携強化を図ります。
- 6 旅行者への佐久地域のイメージアップを図るため、分かりやすい案内標識などの景観形成に関する対策を検討します。
- 7 観光需要の変化に対応するため、関係市町村をはじめ、関係団体と連携し、先進的な技術を活用した観光分野のDX推進など効果的な観光振興に向けた調査研究を行います。
- 8 近年の猛暑に対して標高が高く熱帯夜がない冷涼な気候である佐久地域の卓越性を活かし、広域的な人の移動や滞在に繋がる行動変容を促すため、夏季の生活拠点として民泊による受入れ体制などについて検討を進めます。

## 15 広域的な課題の調査研究に関すること



### 【現況と課題】

少子高齢化の進行や市町村の厳しい行財政運営の中で効率的な行政運営が一層求められています。市町村では自らの判断と責任において地域づくりを進めていくとともに従来の市町村の枠を越えた取組も重要となっています。

このような中、めまぐるしく変わる社会経済情勢において関係市町村の特性を活かしながら佐久地域が一体的に発展をしていくため、新たに生じる課題に柔軟かつ迅速に対応していく必要があります。

### 【今後の方針】

広域連合は、広域的に対応すべき新たな課題や地域に潜在する広域的課題について効率的・効果的な対処方法の調査研究をするため、関係市町村間の連絡調整を行うとともに関係市町村は調査研究に対し協力をするものとしていきます。

### 【施策の展開】

#### 1 規約に定められた次の事項を調査研究します。

##### ア 地方分権に関すること

分権型社会に向けて、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により広域連合が処理することがふさわしい事務について調査研究を行います。

##### イ 広域的な地域情報化の推進に関すること

少子高齢化による人口構造の変化が進行する中、行政サービスの水準を維持していくためにICT（情報通信技術）を活用した行政事務の効率化が求められていることから、長野県先端技術活用推進協議会やワーキンググループに参加し、広域的な地域情報化を推進するとともにBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング 業務改革）による行政事務の効率化や住民サービス向上に資する新たな技術の活用について調査研究を行います。

##### ウ 広域的な保健福祉の推進に関すること

高齢者福祉においては重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるような地域づくりを、また、障害者福祉においては障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことを目指しています。

今後、人口減少に伴う保健福祉行政や事業の担い手の減少が予想されており、広域的な保健福祉には、保健・医療・福祉の連携をより発展させ、限られた資源を効率的に活用することが求められていることから、要介護・障害支援区分の認定に係る事務手続の共同処

理をはじめ、圏域における保健福祉の推進について調査研究を行います。

エ 広域的なごみ処理の推進に関すること

圏域における安定的かつ効率的なごみ処理体制の推進及び循環型社会の形成等の課題について必要に応じて調査研究を行います。

オ 広域的な野生鳥獣被害対策に関すること

野生鳥獣の被害は年々増加し、市町村境を越えて発生しています。この様な状況から広域的な野生鳥獣被害対策が必要となっており、市町村をはじめ、国や長野県等関係機関との円滑な連携を研究します。

2 新たな広域的課題に対して調査研究を行います。

## 16 広域計画の期間及び改定に関すること

### 【趣 旨】

広域計画は広域連合が処理する事務について地方自治法第291条の7の規定に基づき広域連合議会の議決を経て「広域計画」を策定することとされています。

広域計画は広域連合が広域的な行政需要に適切に対応し、総合的かつ計画的に施策を実施していくことを目的としており、広域連合制度の骨格をなすものであり、内容としては社会経済情勢、住民の行政需要、国の政策等に沿ったものとする必要があります。

### 【計 画】

この広域計画の計画期間は原則として令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とし、5年間を単位に計画期間満了前に見直しを行うものとします。

ただし、社会経済情勢による状況の急激な変化や事務の追加等、変更の必要が生じた場合は議会の議決を経て改定することとします。